

消費税法施行令等の一部を改正する政令要綱

一 消費税法施行令の一部改正（第1条関係）

- 1 平成35年10月1日以後の消費税の軽減税率制度の本則化に伴い、軽減税率の対象となる「一体資産」及び「一体貨物」並びに飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲について、消費税法施行令本則に位置付ける等の所要の規定の整備を行うこととする。（消費税法施行令第2条の3、第2条の4、第25条の5、第45条、第52条、第57条、第58条、第60条、第75条関係）
- 2 券面のない有価証券等の譲渡に係る消費税の内外判定について、次のとおりとする。（消費税法施行令第6条関係）
 - (1) 振替機関又はこれに類する外国の機関（以下「振替機関等」という。）が取り扱う券面のない有価証券等については、振替機関等の所在地で判定することとする。
 - (2) (1)以外の券面のない有価証券等については、当該有価証券等に係る法人の本店、主たる事務所その他これらに準ずるものの所在地で判定することとする。
- 3 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行うこととする。（消費税法施行令第18条～第18条の4関係）
 - (1) 免税販売手続の電子化
 - ① 免税販売手続は、市中輸出物品販売場を経営する事業者が、外国人旅行者から旅券等の提示を受け、購入記録情報（その旅券等に記載された情報及びその購入の事実を記録した電磁的記録をいう。）を、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に提供する方法とする。ただし、国税庁長官に提供した電磁的記録を当該事業者が保存しない場合には、その販売について、外国人旅行者向け消費税免税制度は適用しない。
 - ② 市中輸出物品販売場を経営する事業者は、免税対象物品を免税購入する外国人旅行者に対して、当該免税対象物品が輸出するため免税購入されるものであること等を説明しなければならない。
 - ③ 市中輸出物品販売場において免税購入した外国人旅行者は、その出国の際、税関長にその所持する旅券等を提示しなければならない。
 - ④ 上記①の購入記録情報は、その提供すべき市中輸出物品販売場を経営する事業者と契約を締結した承認送信事業者が国税庁長官に提供できる。この場合において、当該承認送信事業者は、国税庁長官に提供した購入記録情

報を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者を提供するものとする。

(注1) 上記の免税販売手続の電子化に伴い、市中輸出物品販売場における現行の次の手続等は廃止する。

イ 外国人旅行者がその所持する旅券等に購入記録票の貼付けを受け、当該旅券等との間に割印を受ける手続

ロ 外国人旅行者による市中輸出物品販売場を経営する事業者に対する購入者誓約書及び旅券等の写しの提出並びに当該事業者による当該購入者誓約書及び旅券等の写しの保存義務

ハ 外国人旅行者による税関長への購入記録票の提出義務

(注2) 上記の改正は、平成32年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

(注3) 平成32年4月1日から平成33年9月30日までの間については、現行の免税販売手続を引き続き適用できることとする。(附則第4条関係)

(2) 免税販売の対象となる下限額の判定の見直し

① 一般物品について、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める方法により包装等を行う場合には、当該一般物品と消耗品の販売金額を合計して、免税販売の対象となる下限額を判定するものとする。

② 上記①の対象となる一般物品については、消耗品として免税販売手続を行うものとする。

(注) 上記の改正は、平成30年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

(3) その他所要の措置を講ずる。

4 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例について、対象となる資産の譲渡等がリース譲渡に限定されることに伴い、所要の整備を行うこととする。

(消費税法施行令第31条～第37条、附則第5条関係)

5 適格請求書等保存方式の実施に伴い、次の措置を講ずることとする。

(1) 課税仕入れに係る消費税額は、原則として適格請求書及び適格簡易請求書(これらの書類の記載事項に係る電磁的記録を含む。以下「適格請求書等」という。)に記載された消費税額等を積み上げて計算するものとする。(消費税法施行令第46条関係)

(注1) 仕入税額控除が認められる課税仕入れについて、その課税仕入れの都度、

当該課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として消費税額等を計算し、1円未満の端数につき税率の異なるごとに当該端数を切捨て又は四捨五入により処理した金額を帳簿に記載している場合には、当該消費税額等の積上げ計算ができる。

(注2) 売上げに係る税額の計算につき、下記(3)の適用を受けない事業者については、課税期間中に国内において行った仕入税額控除が認められる課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分した金額の合計額の税抜価額にそれぞれ税率を乗じて、課税仕入れに係る消費税額を計算することができる。

(2) 次に掲げる課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った事業者において適格請求書等の保存を要せず、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除ができる。(消費税法施行令第49条関係)

- ① 適格請求書の交付義務が免除される下記(5)①の旅客の運送に係る課税仕入れ
- ② 適格簡易請求書の要件を満たす入場券等が使用の際に回収される課税仕入れ
- ③ 古物営業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける古物等に係る課税仕入れ
- ④ 質屋を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から所有権を取得する質物に係る課税仕入れ
- ⑤ 宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける建物に係る課税仕入れ
- ⑥ 再生資源卸売業等を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける再生資源又は再生部品に係る課税仕入れ
- ⑦ その他適格請求書等の交付を受けることが困難な一定の課税仕入れ

(注) 課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合に帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる現行の措置については、廃止する。

(3) 適格請求書発行事業者が、交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写しを保存している場合(これらの書類の記載事項に係る電磁的記録を保存している場合を含む。)に適用できる課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額の積上げ計算の方法については、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を乗じて算出する方法とする。(消費税法施行令第62条関係)

- (4) 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項は次のとおりとし、税務署長は、これらの登載事項をインターネットを利用して、利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供することにより公表する。(消費税法施行令第70条の5関係)
- ① 氏名又は名称及び登録番号
 - ② 登録年月日
 - ③ 法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地
 - ④ 特定国外事業者以外の国外事業者にあっては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所等の所在地
- (5) 次に掲げる課税資産の譲渡等については、適格請求書の交付義務を免除する。(消費税法施行令第70条の9関係)
- ① 一般旅客定期航路事業、一般乗合旅客自動車運送事業又は第一種鉄道事業等として行う旅客の運送(3万円未満のものに限る。)
 - ② 卸売市場又は農業協同組合、漁業協同組合若しくは森林組合等が委託を受けて行う一定の農林水産品の譲渡
 - ③ 自動販売機により行われるものその他の請求書等を交付することが特に困難な一定の課税資産の譲渡等
- (6) 適格請求書等に記載すべき消費税額等は、課税資産の譲渡等に係る税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に100分の10(軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、100分の8)を乗じて計算した金額又は課税資産の譲渡等に係る税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に110分の10(軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、108分の8)を乗じて計算した金額とする。(消費税法施行令第70条の10関係)
- (7) 適格請求書発行事業者が、適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付することができる事業は、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業又は駐車場業等の不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業とする。(消費税法施行令第70条の11関係)
- (8) 適格請求書又は適格簡易請求書を交付し、又はこれらの書類の記載事項に係る電磁的記録を提供した適格請求書発行事業者は、交付した書類の写し又は提供した電磁的記録を整理し、その交付し、又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等に保存しなければならない。(消費税法施行令第70条の13関係)

(注) 上記の改正は、平成 35 年 10 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

- 6 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）について、農林水産業（飲食料品の譲渡を行う部分に限る。）を第 2 種事業とし、そのみなし仕入率を 80%（現行：70%）とすることとする。（消費税法施行令第 57 条関係）

(注) 上記の改正は、平成 35 年 10 月 1 日以後開始する課税期間から適用する。

（附則第 10 条関係）

- 7 電子情報処理組織による申告の特例について、次のとおり整備を行うこととする。（消費税法施行令第 63 条の 2 関係）

- (1) 本特例における特定法人に該当するかどうかを判定するための資本金の額等に類する金額の細目を定める。

- (2) 本特例による申告が納税申告書等により行われたものとみなされる法令の細目を定める。

- 8 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 145 号）の一部改正（第 2 条関係）

電気通信利用役務の提供に係る登録国外事業者制度の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。（消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第 6 条～第 8 条関係）

三 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 148 号）の一部改正（第 3 条関係）

- 1 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）について、農林水産業（飲食料品の譲渡を行う部分に限る。）を第 2 種事業とし、そのみなし仕入率を 80%（現行：70%）とすることとする。（消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第 11 条の 2 関係）

(注) 上記の改正は、平成 31 年 10 月 1 日の属する課税期間から平成 35 年 9 月 30 日の属する課税期間までの各課税期間について適用する。（消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第 1 条関係）

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

四 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成30年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)